

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護  
給付費等の額の特例等（利用者負担の減免）取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第31条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第32条の規定に基づき、介護給付費等の額の特例（以下「利用者負担の減免」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の例による。

（利用者負担の減免対象者）

第3条 次に掲げる場合に係る支給決定障害者等の利用者負担の額は、0円とする。

（1）災害による減免

所得認定区分が「生活保護」以外の支給決定障害者等又はその属する世帯（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅、家財又はその財産について全半壊、全半焼又はこれに準ずる著しい損害を受けた場合

（2）収入の著しい減少による減免

次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（ア）支給決定障害者等の属する世帯の生計中心者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

（イ）支給決定障害者等の属する世帯の生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（ウ）支給決定障害者等の属する世帯の生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

イ 支給決定障害者等の所得認定区分が、「生活保護」以外であること。

ウ アに掲げる事実によって、支給決定障害者等の属する世帯の生計中心者の当該年の

収入見込額が、前年（1月から6月にあつては前々年）の2分の1以下に減少することが見込まれること。

エ 当該年の所得金額（地方税法（昭和25年法律第266号）第292条第1項第13号の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。以下同じ。）の見込額を基礎とした場合において、支給決定障害者等の属する世帯全員が市民税の非課税基準に該当すること。

（減免の適用期間）

第4条 減免の適用は月単位で行うこととし、具体的な適用期間の基準は次のとおりとする。

（1）適用開始月

減免は、申請のあった日の属する月の初日から適用する。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

（2）適用期間

適用期間は6か月とする。ただし、前条に規定する減免対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難である事実が消滅した場合は、その事実が消滅した日の属する月の末日まで適用する。

（3）同一事実に基づく適用期間の延長

支給決定障害者等から適用期間経過後もなお同一事実を原因として利用者負担の減免事由がある旨の申請が適用期間内にあり、再度審査して減免すべき事情があると認めるときは、1回に限り、減免の適用期間を6か月以内で延長することができる。

（減免の申請）

第5条 利用者負担の減免を受けようとする支給決定障害者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）介護給付費利用者負担減免申請書（様式第1号）

（2）第3条第1号による減免については罹災証明書

（3）第3条第2号による減免については収入申告書（様式第2号）

（4）その他市長が必要と認める書類

（減免の取消し）

第6条 次の各号に掲げる場合であることが判明した場合は、当該各号に定めるとおり利用者負担の減免を取り消すものとする。

（1）第3条に規定する減免対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難

である事実の消滅、利用者負担認定に係る収入見込額及び所得金額の見直し等により、利用者負担の減免をすることが不適當であると認められる場合

当該認められた日の属する月の翌月以降の減免を取り消すものとする。

(2) 偽りその他不正の行為により利用者負担の減免を受けた場合

適用開始月に遡って減免を取り消すものとする。

(不正利得等の返還)

第7条 偽りその他不正の行為により利用者負担の減免を受けた者又は利用者負担額の減免の適用期間外に減免を受けた者があるときは、市長は、その者から減免を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年12月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

介護給付費利用者負担減免申請書

豊 中 市 長 様

次のとおり申請します。

申請者 (支給決定 障害者)	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏名			個人番号:		
	居住地	〒		電話番号		
	フリガナ			生年月日	年 月 日	
支給決定に係る 児童 *利用者が18歳未満の場合	氏名			続柄		
		個人番号:				
<b>【同意欄】</b> <b>以下の内容を確認し、右欄にチェックを入れてください。</b> 減免の審査のため、私及び私の属する世帯の市民税課税台帳及び住民基本台帳を閲覧すること並びに生活保護受給の有無を豊中市長に照会することに同意します。					<input type="checkbox"/>	
減免申請理由	1、災害	ア 災害の種類 ①震災 ②風水害 ③火災 ④その他 ( )				
		イ 災害の発生日 年 月 日				
		ウ 被災の程度 ①全半壊 ②全半焼 ③その他 ( )				
	2、生計中心者の (①死亡 ②収入の著しい減少)					
	② (収入の著しい減少)の場合には、その理由について記入してください。	生計中心者	氏名	本人との関係		
		ア 障害・長期入院	事業の種類又は(離職前の)勤務先			
			病気・ケガの名称			
			発病・負傷日	年 月 日		
		医療機関名				
	イ 事業又は業務の休廃止、失業等	具体的に記入してください。失業の場合は離職日を記入してください。				
ウ 干ばつ、冷害等	具体的に記入してください。					
減免理由記載の場合のみ	世帯員全員の氏名	(申請者)	(世帯員)	(世帯員)	(世帯員)	
	所得の種類	給与、年金、自営、無職その他 ( )	給与、年金、自営、無職その他 ( )	給与、年金、自営、無職その他 ( )	給与、年金、自営、無職その他 ( )	
	年間所得見込額	円	円	円	円	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒		<input type="checkbox"/> 本人と同じ 電話番号

## 収入申告書

豊中市長 様

(生計中心者)  
住所

氏名

次のとおり申告します。

### 1、収入の状況

項目	収入見込状況		添付資料
	収入無し ○を付けて下さい	収入有り 年間見込額(1月～12月)	
給料、退職金等	無し	円	退職証明書・離職票・雇用保険受給者証・給与明細・源泉徴収票等
事業等(営業・農業)	無し	円	廃業届・売上台帳・帳簿等
家賃収入等	無し	円	
不動産	無し	円	
株式譲渡	無し	円	
公的年金	無し	円	年金支払通知書等
手当、給付金	無し	円	手当証書等
仕送り等	無し	円	
その他(臨時的な収入も含む)	無し	円	

\* 添付資料欄の記載を参考に、収入の状況がわかる資料を添付してください。

\* 自営業者等の場合は裏面もご記入ください。

## 2、必要経費

項目	年間見込額(1月～12月)
材料費	円
仕入れ代	円
光熱水費	円
通信費	円
人件費	円
外注費	円
その他( )	円

\* 必要経費の状況がわかる資料を添付してください。